

防衛省・南関東防衛局からののお知らせ

住宅防音工事で設置した防音建具の取り替え工事の受付対象年次を緩和

南関東防衛局では、住宅防音工事に設置した防音建具（外部開口部に設置した防音サッシ）が老朽化などで故障または機能が低下した場合、取り替え工事費用を補助しています（防音建具機能復旧工事）。

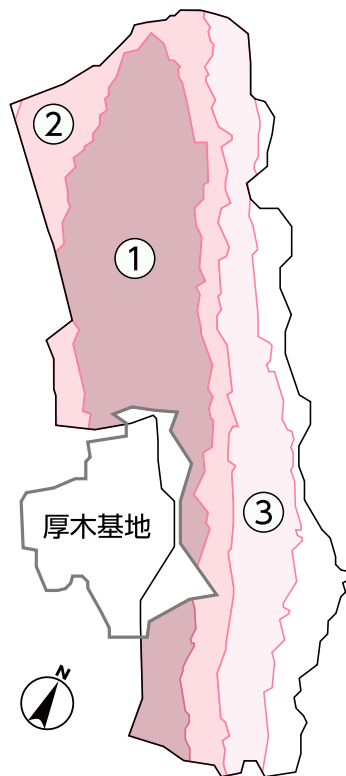
4月10日（水）から同工事の対象となる住宅の対象年次を緩和し（左表参照）、「住宅防音工事希望届」を受け付けます。

住宅防音工事希望届の提出方法と注意点

- この対象年次の緩和により、新たに受付対象となる人で防音建具機能復旧工事を希望する場合は、「住宅防音工事希望届」を直接または郵送で〒231-0003 横浜市中区北仲通5-57 南関東防衛局住宅防音第2課へ提出してください。
- 「住宅防音工事希望届」は、南関東防衛局および座間防衛事務所（鶴間1-13-2）で配布するほか、同局のホームページからダウンロードもできます。
- 受付開始日は4月10日です（この日より前の受け付けはできませんのでご注意ください）。
- 防音建具機能復旧工事の対象住宅に該当するかは、区域と住宅防音工事完了年月日で確認してください。

たは提出者に確認のうえ廃棄します。
 交付申込書は騒音の区分および防音工事の完了年月日を考慮し、配付します。

南関東防衛局住宅防音第2課
 045(211)7113



①85WECPNL以上の区域
 ②80～85WECPNLの区域
 ③75～80WECPNLの区域

区域(下図参照)	希望届受付対象住宅	
	現行	4月10日以降
①85WECPNL以上	昭和62年3月31日までに防音工事が完了した住宅	平成4年3月31日までに防音工事が完了した住宅
②80～85WECPNL	昭和61年3月31日までに防音工事が完了した住宅	昭和63年3月31日までに防音工事が完了した住宅
③75～80WECPNL	昭和60年3月31日までに防音工事が完了した住宅	昭和61年3月31日までに防音工事が完了した住宅

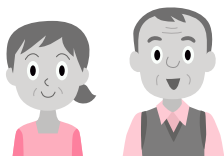
※WECPNL：航空機騒音のうるさを表す単位

上記受付対象の場合であっても補助の対象にならないことがありますので、詳しくはお問い合わせください。
 提出された住宅防音工事希望届のうち、受け付けられないものについては理由などを記載し、返却

民生委員・児童委員の一斉改選

民生委員・児童委員は、地域の「民生委員児童委員協議会」に所属し、地域の実情に合わせて幅広く活動しています。住民の身近な相談相手であり、地域の専門機関へのつなぎ役です。任期は1期3年(再任可)で、今年は一斉改選が実施されます。そのため、大和市民生委員推薦会の推薦委員が、退任などにより民生委員・児童委員が新たに必要となった地域

で、各地域の住民の中から候補者を探す活動をします。地域福祉の向上のため、ご理解とご協力をお願いいたします。



保健福祉センター健康福祉総務課
 地域福祉係 ☎(260)5604
 FAX (262)0999